

(様式4 実施結果の公表)

つくば市無電柱化条例(案)の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成28年8月  
つくば市企画部まちなみ整備課

## ■ 意見集計結果

平成28年6月3日から7月2日までの間、つくば市無電柱化条例(案)について、意見募集を行った結果、8人から21件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	2人
郵便	人
電子メール	人
ファクシミリ	人
電子申請	6人
合計	8人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 無電柱化の効果 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	以前北条で発生した竜巻では電柱が倒壊し、多くの家で停電が起き、また危険であった。また電柱により道路が狭くなり交通の邪魔になり、無電柱化には賛成である。	1件	無電柱化は都市の防災機能の向上に資すると考えており、市内において無電柱化を促進したいと考えております。現在電線類が地下に埋設されている地域においては、今後も無電柱化を維持して参ります。

### ○ 無電柱化の費用 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
2	条例には賛成であるが、無電柱化には相当の工事費が必要であり、市民の税金を使うことになるので、慎重な対応が必要である。	1件	本条例は、現在電線類が地下に埋設されている地域において、無電柱化を維持し、また市内全域において無電柱化を促進することを目的としております。 なお、現在架空線となっている区域においては、より良いまちづくりを实

		現するために、無電柱化の促進に努めて参ります。
--	--	-------------------------

○ 無電柱化区域の拡大 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
3	景観や防災の面から、筑波山など未だ無電柱化されていない地域にも無電柱化エリアを拡大すべき。	5件	本条例は、現在電線類が地下に埋設されている地域において、無電柱化を維持し、また市内全域において無電柱化を促進することを目的としております。 なお、現在架空線となっている区域においては、より良いまちづくりを実現するために、無電柱化の促進に努めて参ります。
4	地中化エリアを広げて、高速光回線が使えるようにしてほしい。	1件	貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○ 他自治体の取組み について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
5	本条例は画期的かつ先進的な取組みであり、他市区町村もこれに倣うことを期待する。	1件	本条例は、現在電線類が地下に埋設されている地域において、無電柱化を維持し、また市内全域において無電柱化を促進することを目的に作成いたしました。今後も無電柱化の推進に努めて参ります。

○ 新設電柱の抑制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
6	新設電柱の抑制をうたう、国の無電柱化法案や練馬区の無電柱化基本方針のように、つくば市でも新設道路や開発地での新設電柱の抑制を条例に盛り込むべき。	1件	本条例は、一定の区域において、新たに電線類を敷設する際に、電線類を地下に埋設することを義務づけるものです。そのため、抑制以上の効果があると考えております。

○ 無電柱化の整備計画の策定 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
7	本条例を補完する意味で、無電柱化を計画的に推進するための整備計画を策定すべき。	1件	貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○ 第7条(公表) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
8	条例に従わない場合氏名の公表とあるが、強制力があるとは考えにくい。罰則を設けるべき。	1件	本条例は、日本において初めての条例として、現在電線類が地下に埋設されている地域において、無電柱化を維持し、また市内全域において無電柱化を促進することを目的に作成いたしました。罰則については、今後の課題とさせていただきます。

○ 第4条(無電柱化の促進) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
9	第4条は「電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設されるよう努めなければならない」とあるが、努力規定では拘束力がなく意味がない。少なくとも税控除すら無いのであれば誰も行わない。第4条は「しなければならない」に修正すべき。	1件	新たに電線類を敷設する際に、電線類を地下に埋設することを義務化するためには、周辺道路等の既設電線類が地下に埋設されている必要があると考えております。そのため、周辺道路等が架空線で整備されており、一定の条件に合致した地区については、義務化ではなく、努力規定としておりますが、より良いまちづくりを実現するために、無電柱化の促進に努めて参ります。
10	第4条で、開発行為を行う土地の面積が1ヘクタール以上の場合に無電柱化の努力義務が課されることになっているが、面積要件は撤廃すべき。日本以外の主要先進国はもちろん、発展途上国でも今時新規開発で電柱を立てるなどあり得なく、日本だけこのようなことをしていたら世界の笑いものである。国の無電柱化法案の制定が遅れているが、それなら全国に先駆けつくば市が行い先進都市を堂々と名乗れるようにすべき。	1件	新たに電線類を敷設する際に、電線類を地下に埋設することを義務化するためには、周辺道路等の既設電線類が地下に埋設されている必要があると考えております。そのため、周辺道路等が架空線で整備されており、一定の条件に合致した地区については、義務化ではなく、努力規定としておりますが、より良いまちづくりを実現するために、無電柱化の促進に努めて参ります。

○ 無電柱化についてのこれまでの経緯と本条例 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
11	<p>以前並木の地区計画に対して、景観破壊を防ぐため無電柱化の規定を盛り込むべき旨の意見を出したが、つくば市役所に無視された。並木以外の地区計画でも全て無電柱化義務がなされていない。また、市の説明に「平成 17 年に開始された国家公務員宿舎等の売却により、架空線による開発が行われている箇所が現れている」とあるが、売却が開始される前から予想できたことであり、市は吾妻・竹園の一部以外では何の規制もしてこなかった。</p> <p>結果として、旧公務員宿舎の並木や松代を含め、市内各所で時代に逆行した架空線による開発が既に多く行われている。筑波研究学園都市建設時にせっきく無電柱化された地区が広がっていたのに、つくば市役所の無策で今や日本のどこにでもある景観になってしまった。世界の一流研究者が集まるつくば市として国家の恥に相当する重大な失態である。シンガポールでは全国土無電柱化されているのにつくば市では電柱が増え続けている。今回の条例制定はあまりにも遅すぎる上、開発事業者に配慮したのか大した意味がない。背景・文中からも市役所が反省しているようには思えない。</p>	1件	<p>地区計画については、都市計画法、同施行令、同施行規則において、電気事業法及び電気通信事業法による工作物等については届出の対象となっておりません。そのため、地区計画において制限するのではなく、新たな条例において制限することといたしました。</p> <p>また、本条例案は、道路上の電柱や架空線を制限するのみでなく、民地内の電柱や架空線をも制限するものであり、日本において初めての条例であると認識しております。</p>

○ 中心地区以外の公務員宿舎 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
12	<p>今回の条例案では並木や松代地区の景観が守られず、吾妻・竹園との官製地域格差が生まれる。吾</p>	1件	<p>現在、並木地区、松代地区については、公務員宿舎敷地内は電線類は地下に埋設されておりますが、周辺道路等</p>

<p>妻・竹園は高所得者向け，並木・松代は貧民街と市が位置づけているように見える。</p>	<p>については，架空線で整備されています。</p> <p>なお，現在架空線となっている区域においては，より良いまちづくりを実現するために，無電柱化の促進に努めて参ります。</p>
---	--

○ 再開発時の既存電柱の撤去 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
13	<p>無電柱化区域で街区全体を再開発する場合の既存電柱の撤去義務規定を設けるべき。例えば吾妻に定期借地権の地区があるが，将来再開発された場合既存電柱を残したまま開発される恐れがある。</p>	1件	<p>無電柱化区域においては，第3条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き，電線類を地下に埋設することを義務化しております。そのため，街区全体において再開発等が行われた場合には，電線類は地下に埋設することとなると考えております。</p>

○ 電線管理者に対する規制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
14	<p>電力会社，通信事業者に対して電柱の新設を抑制する条文を設けるべき。これらの会社は費用的な面で自主的な地中化を行うことはできないため，それに対抗するためには新たな道路における電柱の新設禁止規定と税控除や補助が必要である。また，電柱撤去を促すために電柱に対する課税強化も必要である。</p>	1件	<p>今回の条例は，開発等が行われる街区等において，新たに電線類を敷設する際に，電線類を地下に埋設することを義務化しております。そのような場合は，電線類事業者が自ら電線類を敷設するのではなく，開発事業者等が電線類事業者に要請し，敷設することになります。そのため，本条例に記載の制限としております。</p>

○ 無電柱化による道路工事の減少 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
15	<p>インターネットなどの光回線やガス管、電気、電話、水道管、下水管など共同溝化して道路工事を減らしてほしい。</p>	1件	<p>つくば駅周辺やTX駅周辺には共同溝が整備されている箇所があり，今後も維持していく予定です。</p> <p>なお，現在架空線となっている区域においては，より良いまちづくりを実現するために，無電柱化の促進に努めて参ります。</p>

○ 地中化設備の安全性 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
16	何らかの事故や災害で使えなくなると不安なので、災害・洪水・火災・テロ対策もしっかり考えてほしい。地中線が切断された場合でも、可能ならバイパスや予備で動くような形にしてほしい。	1件	地中化された電線類は、架空線と比べて地震や火災などの災害時にも強いと言われております。なお、地中化設備の構造につきましては、災害時等にも対応できるような構造に努めて参ります。

○ 街灯 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
17	つくば市は大通りと並木のためか商店も少ない。車は高速走行し、横断歩道間隔も広い。また農地など郊外では灯りすらない。結果として他都市と比べ歩行者や自転車が生活するには暗く、危険である。暗がりでは不審者・物取りがいてもわからず、住宅街の泥棒も顔がわからない。 歩行者や自転車が多い地域や駅前などには街灯・防犯カメラ・防犯ベル・防犯電話等の早急な設置が要求される。このままでは女性や子供だけでなく、男性も危険で歩けない。 ただの水銀灯のようなぼんやりとした灯りだけでなく、何らかの心が安らぐような装飾灯やデザイン灯、イルミネーションなども心理的な効果や人寄せ効果もあり防犯には効果があると思う。	1件	無電柱化を行うと街灯が設置されなくなる恐れがあるため、街灯の設置については条例第5条で規定しております。

## ■ 修正の内容

### ○ 第2条(定義) について

修正前	修正後
<p>(2) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。</p> <p>(3) 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。</p>	<p>(2) <u>内線</u> 道路以外の土地にある電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者以外の者が所有する電線類で、電気使用場所相互間又は電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための機械若しくは器具相互間のものをいう。</p> <p>(3) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。</p> <p>(4) 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。</p> <p>&lt;&lt;本修正は、パブリックコメントによるものではありませんが、電気事業者からの要請を受け、修正いたしました。&gt;&gt;</p>

### ○ 第3条(無電柱化区域における義務) について

修正前	修正後
<p>2 無電柱化区域において他者からの要請によらず自ら電線類を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>2 無電柱化区域において自ら<u>内線</u>を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、<u>内線</u>を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;&lt;本修正は、パブリックコメントによるものではありませんが、電気事業者からの要請を受け、修正いたしました。&gt;&gt;</p>



○ 第4条(無電柱化の促進) について

修正前	修正後
<p>2 無電柱化区域を除く区域において、前項各号のいずれかに該当する場合は、<u>他者からの要請によらず</u>自ら電線類を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するよう努めなければならない。</p>	<p>2 無電柱化区域を除く区域において、前項各号のいずれかに該当する場合は、自ら<u>内線</u>を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、<u>内線</u>を地下に埋設することにより敷設するよう努めなければならない。</p> <p>&lt;&lt;本修正は、パブリックコメントによるものではありませんが、電気事業者からの要請を受け、修正いたしました。&gt;&gt;</p>

○ 第5条(街路灯の設置) について

修正前	修正後
<p>2 無電柱化区域を除く区域において、<u>開発行為をする土地の面積が1ヘクタール以上の開発行為に伴い</u>電線類を地下に埋設する場合であって、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置するよう努めなければならない。</p>	<p>2 無電柱化区域を除く区域において、<u>前条第1項第2号に規定する開発行為に伴い</u>電線類を地下に埋設する場合であって、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置するよう努めなければならない。</p> <p>&lt;&lt;本修正は、パブリックコメントによるものではありませんが、表現を正確にするため、修正いたしました。&gt;&gt;</p>